

○四万十市立学校事務処理規程

平成 17 年 4 月 10 日
教育委員会訓令第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、四万十市立学校の事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 決裁 事務について、決裁権者が最終的に意思決定することをいう。

(2) 代決 校長が出張その他不在の場合において、一時校長に代わって決裁することをいう。

(決裁)

第 3 条 事務は、すべての文書処理の手続を経た後、決裁を受けて施行しなければならない。

(代決)

第 4 条 校長が不在のときは、緊急やむを得ない場合に限り、教頭が事務を代決することができる。この場合において、教頭を 2 人以上置く学校においては、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 28 条第 5 項に基づいて、あらかじめ校長が定めた教頭が代決するものとする。

2 教頭は、前項の規定に基づき代決した事務のうち、重要なものその他学校長において了知しておく必要があると認めるものについては、後閲を受けなければならない。

(代決の制限)

第 5 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、法令により校長に属する権限とされている事務、重要と認められる事務及び異例に属する事務については、代決することができない。

附 則

この訓令は、平成 17 年 4 月 10 日から施行する。

旧中村市で文書管理規程の実施(平成 15 年 4 月)にともなって、事務については学校としての最終意志決定(決裁)が必要なために

校長不在の場合の学校運営（事務）の停滞があってはならないため整備されております。

①代決の処理・表示

校 長	教 頭
代 ○ 教 頭 私 印	○ 教 頭 私 印

規程では定めが無いが、代決したことが分かりやすい表示として市では赤字で表示。

②教頭は重要なものその他学校長において了知しておく必要があると認めるものについては、後閲を受けなければならない。

※軽微な通信等の決裁を除き出来るだけ後閲は行う必要があります。（事前に校長、教頭で決裁について取扱いを決めておく）